

議案第 5 号

学校保健技師設置規程について

学校保健技師設置規程を別紙のとおり定める。

平成25年 3 月13日

沖縄県教育委員会

(別紙)

学校保健技師設置規程

教 育 庁

学校保健技師設置規程を次のように定める。

(設置)

第1条 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第22条の規定に基づき、学校における保健管理に関し、専門的技術的指導及び技術に従事するため、沖縄県教育庁に非常勤の学校保健技師を設置する。

(身分)

第2条 学校保健技師は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 学校保健技師は、沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校における児童及び生徒の健康診断、事後措置及び健康相談についての指導及び技術に関すること。
- (2) 学校における感染症予防対策等についての指導及び技術に関すること。
- (3) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等が行う保健管理についての指導及び技術に関すること。
- (4) その他学校保健管理に関する必要な事項について教育長が必要と認め指示した事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 学校保健技師は、学校における保健管理に関する専門的事項について、学識経験を有する者のうちから、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 学校保健技師の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁保健体育課長（以下「保健体育課長」という。）は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 学校保健技師の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 学校保健技師の1月の勤務日数は4日以内とし、勤務する日は、保健体育課長が別に定める。

2 学校保健技師の勤務場所及び勤務時間は、保健体育課長が別に定める。

(服務)

第7条 学校保健技師は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 学校保健技師は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 学校保健技師は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 学校保健技師は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、学校保健技師が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務の執行を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 学校保健技師として不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、学校保健技師に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

訓令案の概要の説明

部課名 教育庁保健体育課

1 件名

学校保健技師設置規程

2 訓令制定の経緯及び必要性

非常勤の嘱託員である学校保健技師については、従来、教育長決裁の要綱により設置していたが、本県知事部局の場合、嘱託員の設置は、訓令により定めることが原則となっていることから、教育委員会においても訓令で定める必要がある。

3 法的根拠

- (1) 地方公務員法第3条第3項第3号
- (2) 学校保健安全法第22条

4 関係各課との調整状況

- (1) 総務課と調整済。